

奥多摩町一般廃棄物処理基本計画
【概要版】

平成 30 年 3 月

奥多摩町

計画策定の基本的考え方

◆ 計画策定の背景及び目的

奥多摩町（以下、「本町」といいます。）のごみ処理については、平成 23 年 10 月よりあきる野市、日の出町、檜原村の 3 市町村で設置し、廃棄物の処理を行っている西秋川衛生組合の組織団体に加わり、平成 26 年度から廃棄物の処理を開始しました。西秋川衛生組合においては、現在の中間処理施設の更新に伴い熱回収型施設（平成 26 年度稼働）、リサイクル施設（平成 28 年度稼働）が整備されるとともに、最終処分場の再生事業が進められています。

し尿処理については、秋川衛生組合の解散に伴い平成 27 年 4 月より西秋川衛生組合において事務を継承しており、し尿を処理するだけでなく、発生する汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに資源化する汚泥再生処理センター（平成 30 年度稼働予定）を整備するなど、本町における廃棄物処理に大きな転機が訪れています。

こうした状況を受けて、近年の廃棄物処理を取り巻く社会情勢及び地域特性を考慮した新たな基本方針・施策を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画の策定を行います。

◆ 計画目標年度

本計画の計画目標年度は、計画初年度を平成 30 年度、計画期間を 15 年間として平成 44 年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

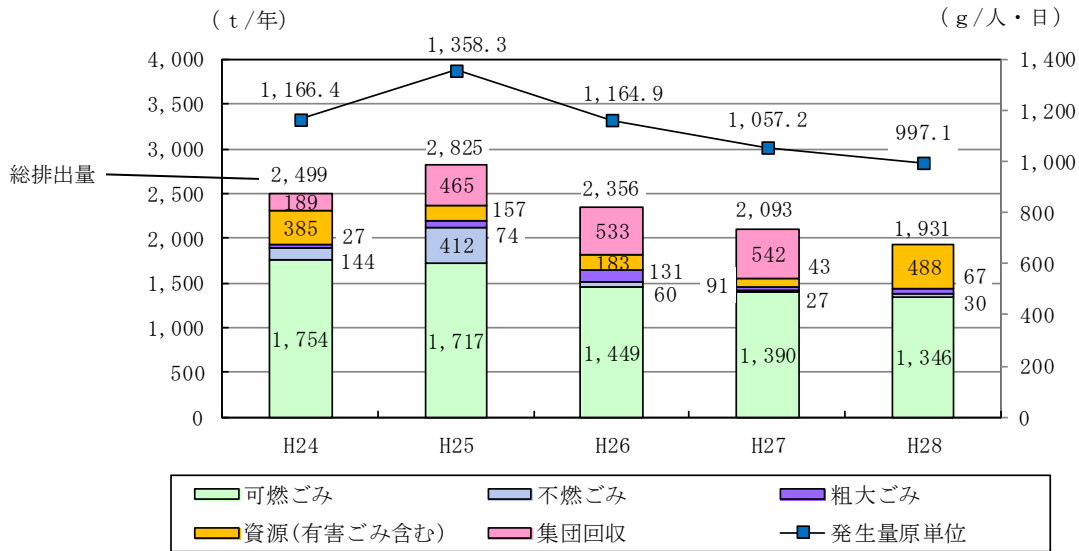
年度	平成30 (2018)	平成31 (2019)	平成32 (2020)	平成33 (2021)	平成34 (2022)	平成35 (2023)	平成36 (2024)	平成37 (2025)	平成38 (2026)	平成39 (2027)	平成40 (2028)	平成41 (2029)	平成42 (2030)	平成43 (2031)	平成44 (2032)
内容・計画期間	← 計画期間 →														
					見直し (予定)			▲ 中間 目標 年度		見直し (予定)					▲ 計画 目標 年度

ごみ処理の現況

◆ ごみ排出の現況

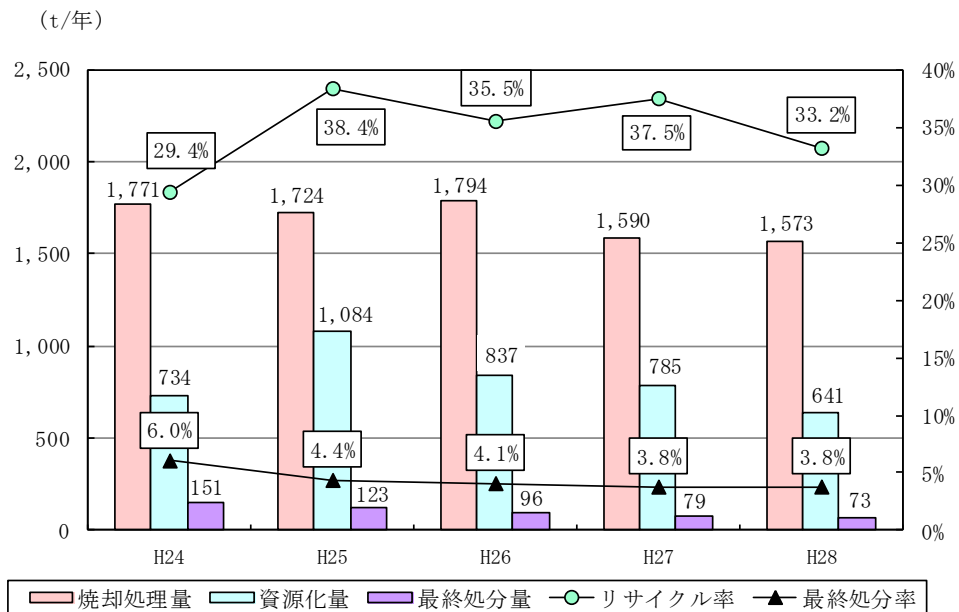
ごみ排出量の実績

本町のごみ発生量は平成 25 年度に増加していますが、それ以降は減少傾向にあります。また、集団回収については西秋川衛生組合のリサイクルセンター稼働に伴い平成 28 年度からごみステーションによる資源回収へ移行しています。



ごみ処理量の実績

本町は平成 26 年 1 月から西秋川衛生組合でごみ処理を開始しました。また同年に新しい熱回収施設が稼働し、掘り起こしごみを含めた熔融処理及び資源化を開始しており、最終処分量は減少傾向にあります。



ごみ処理基本計画

◆ 基本理念

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、住民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指します。

『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

◆ 基本方針

● 基本方針1 「3Rの推進」

町民・行政・事業者の三者協力により、3Rの取組【Reduce（リデュース、減らす）、Reuse（リユース、再び使う）、Recycle（リサイクル、再資源化）】を推進いたします。

● 基本方針2 「ごみの適正処理」

生活環境を保全し快適な生活を維持していくために、ごみや資源化物の排出量の変化に応じて最適な収集方法の検討をするとともに、人口減少と少子高齢化の急速な進展から、ごみ出し困難者（高齢者）の支援などの収集方法の検討を進め、ごみの正しい排出の時間やルールなどに対し広報やパンフレット等による啓発を通じてごみの適正処理を推進していきます。

● 基本方針3 「水切りの徹底と食品ロス・食品廃棄物の削減」

可燃ごみの水分を減量化することでごみの減量化を進めると共に、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスや食品廃棄物の削減に向けて事業者や住民への啓発をしていきます。

● 基本方針4 「廃棄物減量等推進員によるごみ分別の徹底と資源化への啓発」

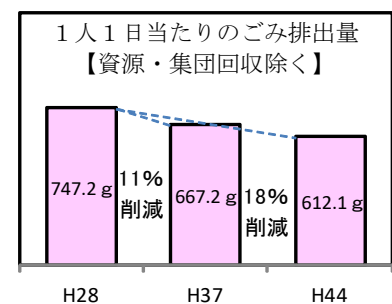
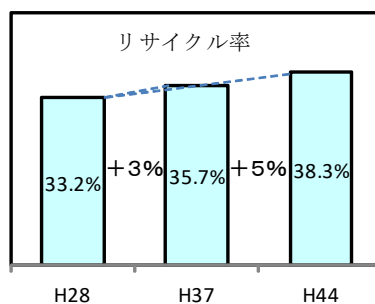
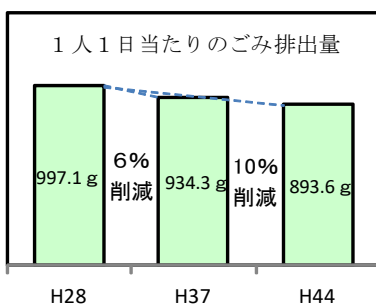
各地区から廃棄物減量等推進員を選出し、ごみ出しルールの徹底と資源化に関するアドバイスを地区内で行いごみ減量の推進をしていきます。

● 基本対策5 「観光ごみ対策」

本町は、町全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されている等、豊かな観光資源に恵まれており、四季を通じて多くの観光客が訪問します。しかし、観光者による多量の観光ごみが発生しており、日帰り客に対しては、ごみの持ち帰りと呼び掛けるとともに、宿泊客については、旅館等へ食べ残しが出ないように工夫を要請し、環境保全活動の啓発と観光ごみの減量への協力を求めています。

◆ 目標値

項目	平成28年度 (基準年度)	平成37年度 (中間目標年度)	平成44年度 (計画目標年度)
1人1日当たりのごみ排出量	997.1 g / 人・日	934.3 g / 人・日	893.6 g / 人・日
リサイクル率 (資源化量÷ごみ総排出量)	33.2%	35.7%	38.3%
1人1日当たりのごみ排出量 【資源・集団回収除く】	747.2 g / 人・日	667.2 g / 人・日	612.1 g / 人・日



◆ 減量化・資源化計画

ごみの適正な処理に関する施策

○ 効率的な収集・運搬体制づくり

安定的なごみの収集・運搬を継続するため、現在の収集・運搬体制を維持して行くとともに、安全面、衛生面の体制を強化していきます。また、収集作業にともなうCO₂排出量の削減のため、収集車両の省エネルギー化や低公害車両の導入を検討します。

組合へのごみ搬入、あるいはごみや資源化物の排出量の変化に応じて、適正な収集回数や収集ルートを検討を行うとともに、ステーションの設置数や設置位置の適正化を図っていきます。また、人口減少と少子高齢化の急速な進展が予測されており、ごみ出し困難者（高齢者）の支援などのごみの収集方法の検討及び実施を進めると共に、ごみステーションの安全かつ衛生的な維持管理のため、正しい排出の時間やルール、ごみの分別等に関して自治会等に対して協力を要請するとともに、ステーション利用者に対し、パンフレット等による啓発活動や、違反行為への指導の強化を図っていきます。

○ 有料化の見直し

ごみの分別の徹底や排出者責任を明確にし、更なるごみの減量化を進めるにあたり必要に応じて料金の見直しを検討いたします。

○ 事業系ごみの減量

事業系ごみの減量化及び再資源化促進のため、排出抑制と分別排出の徹底を呼び掛けていくほか、生活系ごみへの混入等、ルール違反のごみ排出事業者に対する指導の強化を行っていきます。また、近隣市町村との処理手数料の均衡を図り、越境搬入ごみを防ぎます。ただし、本町内の事業振興にも考慮し、実態把握に努めます。

○ 食品ロス・食品廃棄物の削減対策

食品廃棄物の排出抑制については、とりわけ本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスについては、その削減に向けて、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に努めるとともに、食品ロス削減のため事業者や住民への呼びかけに努めます。

住民に対する公報・啓発活動

○ ごみの排出抑制と再資源化促進のためのネットワークづくり

循環型社会を目指すそれぞれの施策は、個々の取り組みだけで達成できるものではなく、住民、事業者、行政が各々の役割を果たし、パートナーシップと協業の仕組みを築き、実行することが必要です。

本町はこれらの仕組みを構築するため、各主体の情報、知識、意思の疎通が図れるネットワークづくりを進めます。

○ 広報・啓発活動

住民（団体等）・事業者・行政が協力関係を築くためには、循環型社会の形成が持続的な社会の構築に必要不可欠であるという認識を共有することが必要です。その第一歩として、我々を取り巻く環境やごみの状況を正しく理解することが重要であることから、本町としてこのような知識を提供するため、他事例を参考としながら、本町に見合うものを検討し、広報・啓発活動に取り組んでいきます。

○ 環境教育

将来の担い手である児童を対象として、ごみ・環境教育を導入します。環境教育を実施する際の基本方針を以下のように位置付けます。

- ①教育全体を通じて環境への認識の向上を図ります。
- ②自分と環境問題とのかかわりを理解することで、実践の意思を持たせます。
- ③環境に対する人間の知恵・工夫等を理解することで、自分の行動を再認識させます。
- ④自らが実践し成果を見つけることで、日常生活の中においても環境問題に対する視点を持たせます。

活動は、基本的には住民等の有志による企画・運営が望ましく、これらの活動は住民自らが行うことに意味があるため、行政はあくまでも強制ではなく率先するにとどめます。ただし、ボランティアが主体となることから、参画して得る達成感、満足感を得ることが必要です。

○ 廃棄物減量等推進員による指導体制の充実

各地区から廃棄物減量等推進員を選出し、ごみ出しルールの徹底とごみの減量及び資源化に関するアドバイスを地区内で行っていきます。廃棄物減量等推進員に対しては研修等を実施し、ごみ問題に関する知識を深め、地域での啓発を図っていきます。

○ 観光ごみ対策

本町は、町全域が秩父多摩甲斐国立公園に指定されている等、豊かな観光資源に恵まれており、四季を通じて多くの観光客が訪問します。しかし、観光者による多量の観光ごみが発生しており、観光ごみの抑制も課題となっています。

日帰り客に対しては、ごみの持ち帰りと呼び掛けるとともに、宿泊客については、旅館等へ食べ残しが出ないように工夫を要請するほか、堆肥化等への取り組みを促していきます。また、ポイ捨ての禁止等、環境保全活動の啓発にも取り組みます。

その他、事業者に対して、リターナブル箸・容器の導入、ドリンクボトル持参者への飲料サービス開始など、観光ごみの減量への協力を求めます。

○ 資源分別の徹底

西秋川衛生組合において実施しているごみの性状調査によると、可燃ごみにおいて一番ウエイトが高いのは紙類であり、その中には資源である紙類等が混入していることが想定できます。

そのため、資源分別の周知徹底を図り、ごみの資源化を図ります。

○ 水切りの徹底

可燃ごみの約50%を占めている水分の減量化をすることにより、ごみの減量化及びごみ収集の効率化と、焼却施設の燃焼効率の向上が図られます。このため、ごみ情報誌等の広報媒体を通じて、生ごみの水切りの徹底を啓発していきます。

○ 食品ロスの削減

本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査の実施に努めるとともに、食品ロス削減のため事業者や住民への啓発をしていきます。

○ 生ごみ堆肥化の普及啓発

本町で実施している生ごみ処理容器購入費補助金制度や電気式生ごみ処理機購入費補助金制度について、町民への周知徹底を図り、生ごみの堆肥化を促進します。

○ マイバック運動の促進

スーパーマーケットや小売店及び商業協同組合と協力し、マイバッグを利用する活動を推進することでレジ袋の削減を図ります。

生活排水処理基本計画

◆ 基本方針

生活排水に係る理念、目標

生活排水対策の必要性は、今や地球環境問題と密接に関連して社会的にも深く認識されるようになってきました。本町は水道水源地であり多摩川をはじめとし、多くの清流を有し、清流保全に対する町民意識は高まりを見せています。

このようなことから、河川を通じて供給される原水の水質保全を図り、親しみのある水辺環境を守り伝えていくため、生活排水の適正な処理を目指します。

生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本は公共下水道の整備ですが、平成5年度から下水道整備事業に着手し平成27年度には管路の整備を完了しております。今後は、地域の生活排水対策の必要性などを考慮し、生活排水処理施設を順次整備していくものとします。

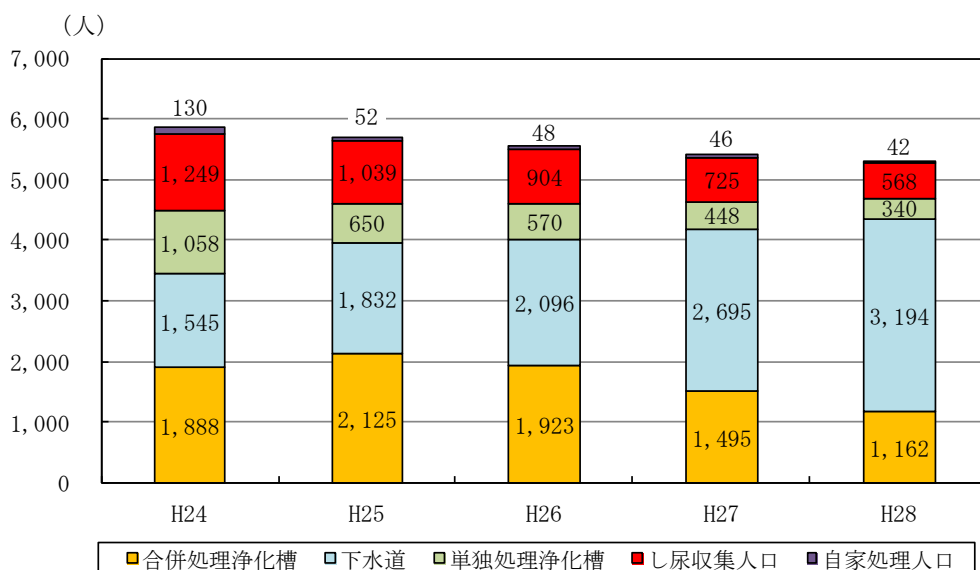
また、小河内浄化センターで生活排水（污水）を中間処理した後の濃縮汚泥は、現在場外搬出し埋立処分をしていますが、西秋川衛生組合で整備している汚泥再生処理センターの稼働後は濃縮汚泥を助燃剤化し、資源化を図るものとします。

◆ 生活排水処理の状況

処理形態別人口の状況

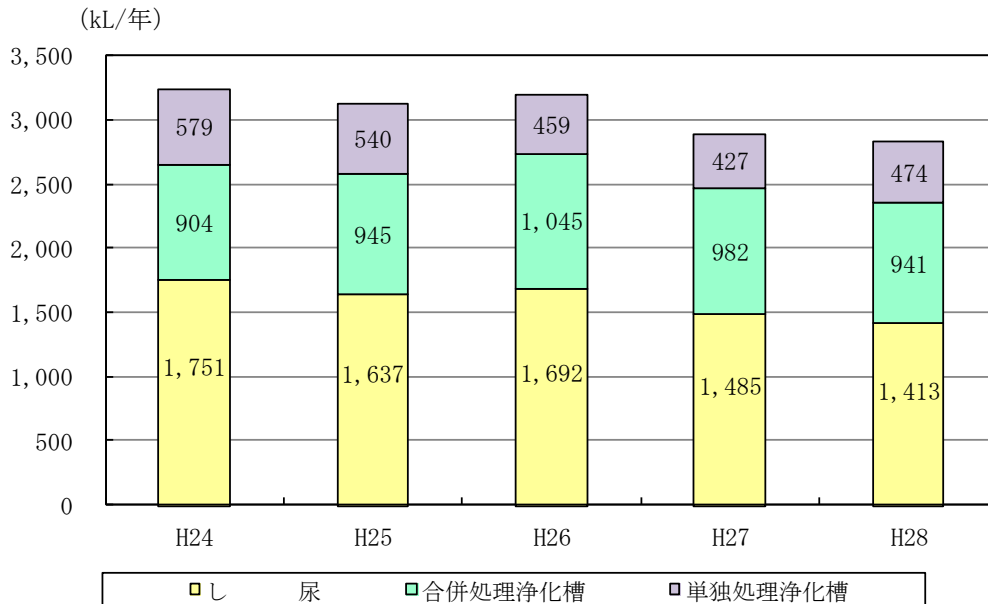
公共下水道人口は増加傾向にあり、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口は減少傾向にあります。

平成28年度においては、生活排水処理率が82.1%、水洗化率が88.5%となっています。



し尿・浄化槽汚泥の排出量の状況

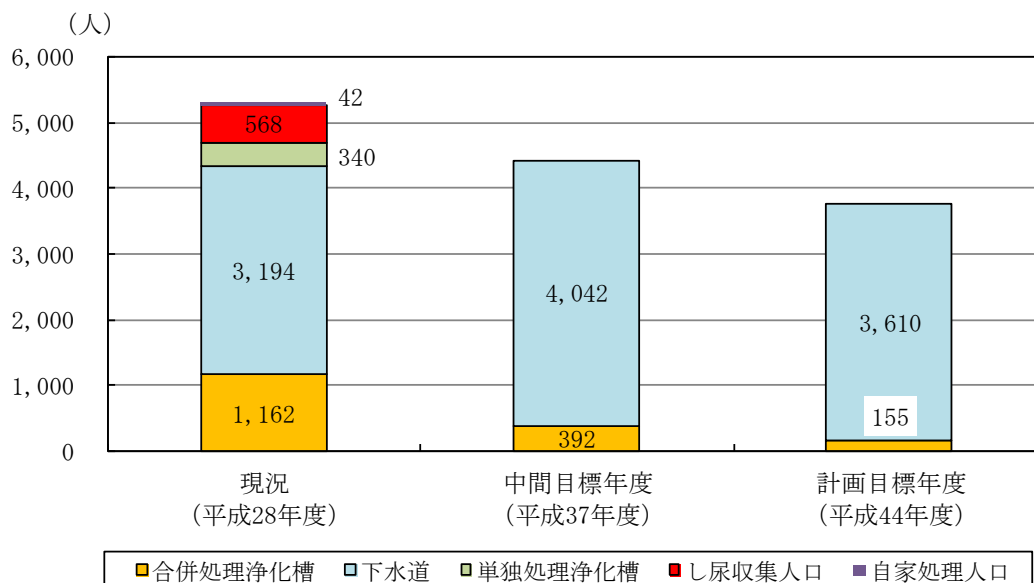
し尿・浄化槽汚泥の排出量は、下水道への接続の推進により、全体として減少傾向にあります。



◆ 基本フレームの設定

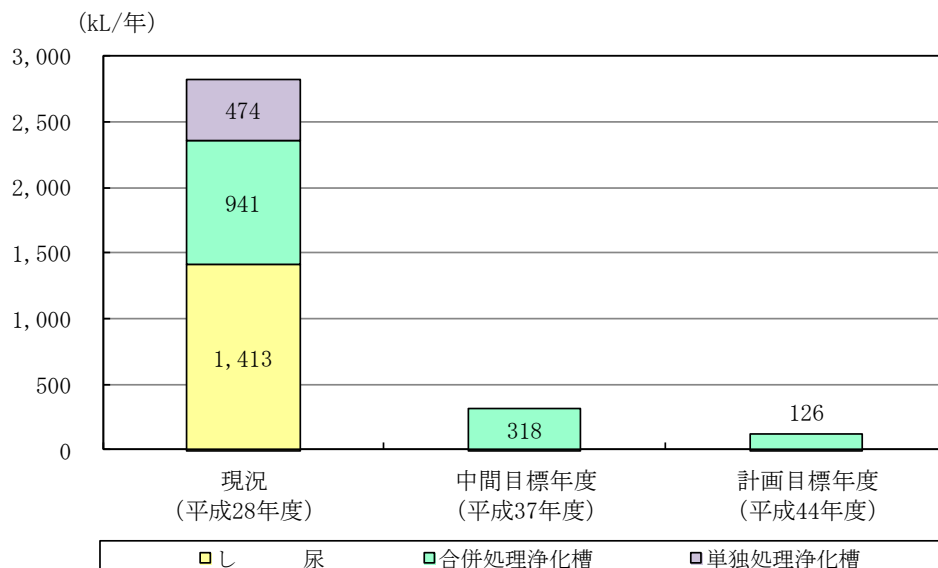
処理形態別人口の予測

中間目標年度である平成 37 年度までに全て合併処理浄化槽人口及び公共下水道人口に移行し、水洗化率は 100%となる見込みです。



し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

し尿・浄化槽汚泥の排出量は、下水道への接続の推進により、減少傾向にあり、中間目標年度である平成37年度までに合併処理浄化槽のみとなる見込みです。



◆ 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画

○ 排出抑制計画

くみ取りし尿に関しては、便槽への雨水の混入による増量化が生じないように指導徹底します。

また、生ごみは水切りをし、油脂は固形化等の処理をすることにより生ごみや油脂類を排水として流さないよう協力を呼びかけます。

○ し尿・汚泥の処理計画

《収集・運搬計画》

収集運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とします。し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本町の状況から許可の体制がとられており、当面現行体制を維持するものとします。

《中間処理計画》

今後の中間処理に関して以下の点に留意します。

- ・新汚泥再生処理センターの耐用に応じた補修・改修
- ・し尿・浄化槽汚泥収集量のうちし尿収集量が減少し、浄化槽汚泥の割合が増加することに由来する油脂分対策

《資源化・有効利用計画》

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、現在場外搬出していますが、新たな汚泥再生処理センターの稼働後は下水道汚泥とあわせて助燃剤化し、資源化の促進に努めます。

生活排水処理区域計画

○ 処理方式及び処理区域の検討

本町では、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業（浄化槽設置整備事業）が実施されています。事業にあたっては地域性等を考慮し、効果的に生活排水の処理ができるよう処理方式及び処理区域の検討を行います。

その他検討すべき事項

○ 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化区域における生活排水の汚濁負荷削減のため、台所での調理くずや廃食用油の除去等により、発生段階での負荷を削減します。

○ 合併処理浄化槽の普及促進について

河川・海など公共用水域の水質汚濁の原因として、単独処理浄化槽から排出される未処理の生活雑排水の影響が大きいため、今後とも合併処理浄化槽への転換などにより水洗化の促進を図ります。

○ 住民に対する広報・啓発活動

適正な生活排水処理を行うためには、地域住民の理解と協力を得ながら推進することが重要です。

そのため、積極的な広報・啓発活動により、適切な生活排水処理の実現を目指します。

奥多摩町一般廃棄物処理基本計画

(概要版)

平成 30 年 (2018) 3 月発行

奥多摩町

【お問い合わせ】

奥多摩町 住民課

〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215 番地 6

T E L : (0428) 83-2111 (代)

F A X : (0428) 83-2344

<http://www.town.okutama.tokyo.jp/>